

(仮称)宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
 関する基準を定める条例の項目(案)

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

(1) 利用定員に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所，認定こども園は20名以上とする。</li> <li>・ 子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。                      認定こども園：1号，2号，3号                      幼稚園：1号                      保育所：2号，3号                      (但し，3号認定の区分については，さらに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。)</li> </ul>	従うべき基準	国の基準どおり  本市の実情等を考慮し，検討した結果，国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため，国の基準をそのまま市の基準とする。

(2) 運営に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらかじめ，利用申込者に対し，選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，同意を得なければならない。</li> </ul>	従うべき基準	国の基準どおり  本市の実情等を考慮し，検討した結果，国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため，国の基準をそのまま市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申込者からの申出があった場合には，文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。</li> <li>・ 電磁的方法は，利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</li> <li>・ あらかじめ，利用申込者に対し，使用する電磁的方法，記録の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</li> <li>・ 利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</li> </ul>	参酌基準	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用の申込みを受けたときは，正当な理由がなければ，これを拒んではならない。</li> </ul> <p>【認定こども園，幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子どもの数の総数が，利用定員の総数を超える場合，抽選，申込みを受けた順序により決定する方法等により選考しなければならない。</li> </ul> <p>【認定こども園，保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもの数の総数が，利用定員の総数を超える場合，保育の必要性の程度及び家族等の等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう，選考するものとする。</li> <li>・ 選考においては，選考方法をあらかじめ明示しなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な教育・保育を提供することが困難である場合は，適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</li> </ul>	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</li> <li>・認定こども園又は保育所は、2号又は3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	<p>国の基準 どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証により、支給認定の有無、子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</li> </ul>	参酌基準	
支給認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</li> <li>・支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</li> </ul>	参酌基準	
心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の提供の終了に際しては、子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
教育・保育の提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> <li>・法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</li> <li>・特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品、行事参加費等の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (費用の額の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。)</li> <li>・金銭の支払を求める際は、あらかじめ、用途及び額並びに理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、便宜に要する通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものについては、文書によることを要しない。</li> </ul>	従うべき基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>【法定代理受領を行う特定教育保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定保護者へ施設型給付費の額を通知しなければならない。</li> </ul> <p>【法定代理受領を行わない特定教育保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供した特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
特定教育・保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の区分に応じて、それぞれに定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul> <p>【幼保連携型認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> </ul> <p>【認定こども園(幼保連携型を除く)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</li> <li>幼稚園教育要領</li> </ul> <p>(但し、認定こども園については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる。)</p> <p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</li> </ul> <p>【幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育要領</li> </ul>	従うべき基準	
特定教育・保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。</li> </ul> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定教育・保育の内容 . . . 等</p>	参酌基準	
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</li> <li>職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</li> <li>職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、確認の辞退等に係る便宜の提供への対応、保育を受けることが著しく困難であると認められるとき等に係る措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</li> </ul>	参酌基準	
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
虐待等の禁止	・職員は、子どもに対し、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止	・子どもに対し、懲戒に関してその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により該当子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定保護者の希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> <li>・特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	参酌基準	
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>・利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</li> </ul>	参酌基準	
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 (苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。)</li> <li>・提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</li> <li>・提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
地域との連携等	・運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌基準	



項目	新制度基準	類型	本市の対応	
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</li> <li>② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</li> <li>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</li> </ol> </li> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</li> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	国の基準どおり	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</li> </ul>	参酌基準		
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定教育・保育の提供に当たっての計画</li> <li>② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</li> <li>③ 市町村への通知に係る記録</li> <li>④ 苦情の内容等の記録</li> <li>⑤ 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ol> </li> </ul>	参酌基準		

### (3) 特例施設型給付費に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応	
特別利用保育の基準	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。</li> <li>・1号認定子どもの数及び施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>・特別利用保育を提供する場合には、本章（一部除外。）の規定を適用する。（※以下読み替え規定有）</li> </ul>	従うべき基準	国の基準どおり	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
特別利用教育の基準	<p>【幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2号認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。</li> <li>・2号認定子どもの数及び施設を現に利用している1号認定子ども総数が、1号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>・特別利用教育を提供する場合には、本章（一部除外。）の規定を適用する。（※以下読み替え規定有）</li> </ul>	従うべき基準		

## 2 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

### (1) 利用定員に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業 : 1人以上5人以下</li> <li>・小規模保育事業A型 : B型: 6人以上19人以下</li> <li>・小規模保育事業C型 : 6人以上10人以下</li> <li>・居宅訪問型保育事業 : 1人</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul> <p>・3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	従うべき基準	国の基準どおり 本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。

### (2) 運営に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ、利用申込者に対し、選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。</li> </ul>	従うべき基準	国の基準どおり 本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者からの申出があった場合には、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。</li> <li>・電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</li> <li>・あらかじめ、利用申込者に対し、使用する電磁的方法、記録の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</li> <li>・利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</li> </ul>	参酌基準	
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</li> <li>・3号認定子どもの数及び事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</li> <li>・選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育の提供体制の確保が困難である場合、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</li> </ul>	参酌基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</li> <li>・3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</li> </ul>	従うべき基準	
心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域型保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</li> </ul>	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特定教育・保育施設等との連携	<p>・特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>① 特定地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>② 必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>③ 特定地域型保育の提供を受けていた子ども（事業所内保育事業を利用する子どもにあつては、地域枠の子どもに限る。以下この号において同じ。）を、特定地域型保育の提供の終了に際して、子どもの保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p> <p>・居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>・事業所内保育事業を行う者であつて、利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保に当たって、集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援及び代替保育の提供に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<p>・特定地域型保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌基準	
利用者負担額等の受領	<p>・特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>・法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p> <p>・特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品、行事参加費等の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>（費用の額の支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。）</p> <p>・金銭の支払を求める際は、あらかじめ、用途及び額並びに理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、便宜に要する通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものについては、文書によることを要しない。</p>	従うべき基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特定地域型保育の取扱方針	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
特定地域型保育に関する評価等	・提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌基準	
運営規程	・特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 . . . 等	参酌基準	
勤務体制の確保等	・子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めおかななければならない。 ・事業所ごとに、職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準	
定員の遵守	・利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、確認の辞退等に係る便宜の提供への対応、保育を受けることが著しく困難であると認められるとき等に係る措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌基準	
記録の整備	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ・子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 特定地域型保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌基準	
準用	・特定地域型保育施設の基準を特定地域型保育事業について準用する読み替え規定有。	-	



### (3) 特例施設型給付費に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>・ 特別利用地域型保育を提供する場合には、1号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>・ 特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</li> </ul>	従うべき基準	<p>国の基準どおり</p> <p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>・ 特定利用地域型保育を提供する場合には、2号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。</li> <li>・ 特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</li> </ul>	従うべき基準	